平成26年度法務省行政事業レビュー行動計画

平成 2 6 年 4 月 1 0 日 法 務 省

第1 目的

この計画は、予算要求段階から予算の支出先や使途の実態を把握し、事業の内容や効果の自己点検等を行い、それらの過程を国民に明らかにする行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)について必要な事項を定め、事業目的に即した予算の企画・立案、予算要求及び予算執行を図ることにより、行政の無駄を削減するとともに、効果的・効率的な事業の実施を通じて質の高い行政を実現することを目的とする。

第2 取組体制

- 1 行政事業レビュー推進チームの設置 レビューの各取組を着実に実施するため、「法務省行政事業レビュー推 進チーム」(以下「チーム」という。)を設置する。
- 2 チームの構成

チームの統括責任者、副統括責任者及びメンバーは、次のとおりとする。

統括責任者 官房長

副統括責任者 大臣官房秘書課長

大臣官房会計課長

メンバー 大臣官房人事課長,大臣官房施設課長,大臣官房訟務企 画課長,大臣官房厚生管理官,大臣官房司法法制部司法法 制課長,民事局総務課長,刑事局総務課長,矯正局総務課 長,保護局総務課長,人権擁護局総務課長,入国管理局総 務課長,法務総合研究所総務企画部付,公安審査委員会事 務局長,公安調査庁総務部総務課長

3 チームの役割等

チームは、以下に掲げる取組について、それぞれに定める責任者の下に おいて行うものとし、大臣官房会計課及び事業を所管する局部課等(以下 「事業所管部局」という。)は、相互に連携を図りながら、これらの取組 の実務を担うものとする。

- (1) 事業所管部局による行政事業レビューシート(以下「レビューシート」 という。)の適切な記入及び厳格な自己点検 事業所管部局のメンバー
- (2) 上記(1)の取組に関する指導 大臣官房会計課長
- (3) 外部有識者の点検を受ける事業の選定,外部有識者からの点検結果の 聴取及び指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整 大臣官

房会計課長

- (4) 外部有識者による公開の場での点検(以下「公開プロセス」という。) の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取 大臣官房会計課長
- (5) 上記(1)から(4)までを踏まえた事業の厳しい点検(サマーレビュー) 及び点検結果(チームの所見)の取りまとめ 大臣官房会計課長
- (6) チームの所見を踏まえた事業の改善状況の点検 事業所管部局のメンバー
- (7) 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ 大臣官房会計課長

4 外部有識者

- (1) 外部有識者の指名
 - ア レビューの実施に当たっては、外部の視点を活用して取り組むとと もに、これを効率的・効果的に実施するため、3名の外部有識者によ る事業の点検を行うものとする。
 - イ 上記アの外部有識者は,以下のいずれかの要件を満たす者の中から, 過去の実績,職歴等を勘案して指名するものとする。
 - (ア) 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者
 - (イ) 行政全般,個別の行政分野の在り方等に識見を有する者
 - (ウ) 独立行政法人や公益法人の仕組み,実態,問題等に知見を有する者
 - (エ) 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有す る者
- (2) 外部有識者会合

上記(1)により指名した外部有識者によって構成される「法務省行政 事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を 設置する。

外部有識者会合は、以下の取組を行うものとする。

- ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整
- イ レビューの取組状況の随時点検及び必要に応じた意見の提出
- ウ レビューの取組を踏まえた翌年以降の取組に向けた改善点に関する 意見の提出
- 5 その他
- (1) チームの庶務は、大臣官房会計課において行う。
- (2) その他チームの運営に関して必要な事項は、統括責任者が定める。

第3 レビューの実施方法

- 1 レビューシートの作成及び公表
 - (1) 事業単位の整理及び施策と事業との対応関係の明示 チームは、平成25年度に実施した事業について、点検の対象となる

事業の単位を整理する。

整理に当たっては、事業内容が国民に分かりやすいものとなるよう、 政策評価の対象となる施策と、レビューの対象となる当該施策を構成す る事務事業(以下「レビュー対象事業」という。)との対応関係を明記 する。

- (2) レビューシートの作成及び中間公表
 - ア レビュー対象事業については、事業所管部局が、事業の単位ごとに 内閣官房行政改革推進本部事務局(以下「推進本部事務局」という。) の示す様式に従ってレビューシートを作成する。
 - イ レビューシートの作成に当たっては、国民に分かりやすい記載に努 め、必要に応じて事業内容の理解に資する資料を添付する。
 - ウ 事業所管部局は、予算の支出先、使途といった実態や成果を踏まえ、 事業の厳しい点検を行い、その点検結果をレビューシートに記載する。 特に、成果目標及び成果実績(アウトカム)並びに活動指標及び活 動実績(アウトプット)については、可能な限り具体的かつ定量的な 数値の記載に努め、それが困難な場合は、その理由を記載した上で、 定性的な目標を必ず記載する。また、類似の事業がある場合は、当該 事業と類似事業の役割分担の具体的な内容を記載するとともに、予算 の支出先やその費目・使途については、最終的な資金の受け手や予算 の具体的な使途を記載するよう努めるものとする。
 - エ 大臣官房会計課は、事業所管部局における点検が適正になされているか等について確認を行い、点検結果等が適当でないと認める場合は、 事業所管部局に対し改善等を求めるものとする。
 - オ レビューシートには、事業の目的、概要、各年度の執行額、成果目標、事業所管部局による点検結果、資金の流れ、費目・使途、支出先上位10者リストなど記入可能な事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期限までに法務省ホームページ(以下「ホームページ」という。)において中間公表を行うものとする。
 - (ア) 公開プロセスの対象となるレビュー対象事業(以下「公開プロセス対象事業」という。) 公開プロセスの開始日の10日前
 - (イ) 公開プロセスの対象とならないレビュー対象事業(以下「公開プロセス非対象事業」という。) 7月上旬
- (3) レビュー対象事業以外の事業の取扱い

レビュー対象事業以外の次に掲げる事業についても、国民に対する情報開示及びレビューによる点検結果の概算要求への反映状況の検証等に活用するため、レビューシートに事業の目的、概要、成果目標などの事項を記入の上、それぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

- ア 平成26年度から開始した事業(以下「26年度開始事業」という。) 7月上旬
- イ 平成27年度概算要求において新規に要求する事業(以下「27年度新規要求事業」という。) 平成27年度予算概算要求の提出期限の2週間後
- 2 外部有識者による事業の点検
- (1) 対象事業の選定

チームは、次の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求めるものとする。

ア 平成25年度に新規に開始したもの

- イ 平成26年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるなど、平成27年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの
- ウ 「秋のレビュー」の対象事業など、前年のレビューの取組の中で行 政改革推進会議における指摘事項があったもの

チームは、上記ア、イ及びウのほかに、全てのレビュー対象事業が少なくとも5年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、平成25年度事業の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。

外部有識者による点検対象事業の選定については,行政改革推進会議の定めるルールに従うものとする。

(2) 点検の時期

外部有識者による事業の点検は、レビューシートの中間公表後に行う ものとする。

(3) 所見欄への記入

チームは、外部有識者による点検の結果に関し、外部有識者の所見としてレビューシートの所定の欄に記入する。この際、外部有識者による事業の改善すべき点の指摘や、検討すべき課題についての提案等を記入するものとする。

- 3 公開プロセスの実施
- (1) 実施時期等

ア 公開プロセスは、6月中旬を目途に実施するものとする。

- イ 公開プロセスに参加する外部有識者は6名とし、外部有識者会合の 3名及び推進本部事務局が選定した3名をもって構成する。
- (2) その他の実施方法

公開プロセス対象事業の選定その他の公開プロセスの実施方法については、行政改革推進会議の定めるルールに従うものとする。

4 チームによる事業の点検(サマーレビュー)

チームは、外部有識者による事業の点検後、レビュー対象事業、26年 度開始事業及び27年度新規要求事業について点検を行うものとする。

5 評価結果等の取りまとめ

チームは、次に掲げるとおり、その評価結果等をレビューシートの所見 欄に記入する。

- (1) レビュー対象事業については、チームによる評価結果を「廃止」、「事業全体の抜本的な改善」、「事業内容の一部改善」又は「現状どおり」と明記した上で、具体的な所見を記入する。
- (2) 26年度開始事業及び27年度新規要求事業については、行政改革推進会議の定めた事項についての検討が十分行われているかについて点検を行い、チームの具体的な所見を記入する。

6 概算要求等への反映

事業所管部局は、外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討に おいて活用するとともに、外部有識者の所見及びチームの所見を踏まえた 検証・改善の実施状況等についてレビューシートに記入した上、その結果 を平成27年度概算要求や予算執行に的確に反映させるものとする。

7 点検結果の公表

チームの所見等を記入した最終的なレビューシート及びチームの所見の 概算要求への反映状況については、推進本部事務局が示す方法により、そ れぞれ次に掲げる期限までにホームページにおいて公表するものとする。

- (1) レビュー対象事業及び26年度開始事業についてのレビューシート 平成27年度予算概算要求の提出期限
- (2) レビュー対象事業及び26年度開始事業についての概算要求への反映 状況 平成27年度予算概算要求の提出期限の1週間後
- (3) 27年度新規要求事業についてのレビューシート及び概算要求への反映状況 平成27年度予算概算要求の提出期限の2週間後

8 その他

(1) 人事評価への反映

人事評価の実施に当たって,評価者等は,職員のレビューにおける取組や成果について,適切に評価に反映するものとする。

(2) 政策評価との連携

レビューの実施に当たっては,事業単位の整理や点検などにおいて, 政策評価との連携を図るものとする。

(3) 計画の見直し

この計画は,進捗状況や他府省の取組を参考とし,必要な場合には, 適時,所要の見直しを行うものとする。

行政事業レビュー行動計画スケジュール

